

LPガスの商慣行是正に向けた 制度改正と実効性確保策

令和6（2024）年6月20日

資源エネルギー庁 資源・燃料部
燃料流通政策室

<よくある質問に対する考え方①> ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【施行前（2024年7月2日より前）に締結した無償貸与契約の取扱い】

（1）自動更新条項

- ✓ 更新期日以降の契約は「新規」扱いとなり、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。 ※ 消費者に対するLPガスの販売契約についても、更新期日以降の契約は「新規」扱い。
- ✓ 既存契約であっても、三部料金制との関係では規制されうる。すなわち、無償貸与等に係る費用（設備費用）の外出し表示等の対象となる。LPガス料金に当該費用が含まれていない（該当なし、0円）とする場合、客観的な根拠による説明ができるようにしておく必要あり。

（2）施行前に締結したフリーメンテナンス契約

- ✓ 施行前の行為については、過大な営業行為の制限に係る規律の対象外だが、三部料金制との関係では、上記（1）のとおり、規制されうる。
- ✓ 過去に行った行為であったとしても、それがLPガス消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした契約等については今後見直していくことが望ましい。

（3）無償貸与契約の引き継ぎ（オーナーチェンジの場合、LPガス事業者を切替える場合）

- ✓ 名義変更や引き継ぎ時点で「新規」扱いとなり、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。
- ✓ 例えば「残存簿価での買取による引き継ぎ」も、LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされるかどうかで判断することとなる。三部料金制との関係では、上記（1）のとおり、規制されうる。

<よくある質問に対する考え方②> ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【無償貸与契約】

(4) オーナー等に対する無償貸与に係る設備等の費用をLPガス料金に計上していなければ問題ないのではないか？ ⇒ ×

- ✓ LPガス料金に計上しているかどうかにかかわらず、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。三部料金制との関係でも外出し表示は必須。その上で、客観的な根拠により説明可能としておく必要。

(5) ガス器具の無償貸与は可能だが、エアコン等ガス消費と関係のない設備貸与は禁止される？ ⇒ ×

- ✓ ガス器具であれ、ガスと関係のない設備であれ、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。戸建てであれ、賃貸であれ、ガス器具の無償貸与は、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。

【施行日（2025年4月2日）以前に締結したLPガス販売契約（既存契約）の扱い】

(6) 既存のLPガス販売契約であれば、設備料金を外出し表示しなくても良い？ ⇒ ×

- ✓ 既存契約であれ新規契約であれ、施行日以降は設備料金の外出し表示は必須。その上で、無償貸与に要した費用（設備費用）がLPガス料金に含まれていない（該当なし、0円）とする場合、客観的な根拠により説明可能としておく必要。

(7) 既存のLPガス販売契約の契約期間満了前に契約者が転居し、別の者が入居した。既存契約の契約期間内であれば設備料金の外出し表示のみで良い？

自動更新条項付きの既存契約についても同様？ ⇒ ×

- ✓ 別の者が入居し契約相手が変わった時点で「新規」扱いとなり、設備費用の外出し表示に加え、エアコン等の設備費用の計上禁止の対象となる。更新期日以降の契約も「新規」扱いとなり、計上禁止規定の対象となる。

<よくある質問に対する考え方③> ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【設備料金を「該当なし」等と記載している場合】

(8) 設備費用をLPガス料金で回収していたとしても、「該当なし」「0円」とすればわからないのではないか。

- ✓ 無償又は安い価格で設備提供等をしている場合、LPガス消費者からその費用を回収していると考えられる。このため、LPガス料金に当該費用が含まれていない（該当なし、0円）とする場合は客観的な根拠による説明を求める。

(9) 設備料金を「該当なし」としている物件をLPガス事業者が引き継ぐ場合において、貸与設備の残存価格による買取を求めることは問題ではないか。

- ✓ LPガス事業者による「残存価格による買取」自体は、その時点で、LPガス消費者との販売契約の獲得を目的としない場合、もしくは「過大」なものでなければ、過大な営業行為に係る規律との関係では問題ない。
- ✓ 三部料金制に係る規律との関係では、設備費用の外出し表示や計上禁止規定の対象となる。

(10) 企業の自助努力により給湯器を無償貸与し、LPガス料金として請求しないということも禁止されるのか。

- ✓ 給湯器の無償貸与については、過大な営業行為の制限に係る規律の対象（過大な営業ではない等、対外的に根拠をもって説明でき、第三者から妥当と評価されるようにしておく必要）。
- ✓ LPガス料金を請求する場合、設備費用の外出し表示は必須。その上で、無償貸与に要した費用がLPガス料金に含まれていない（該当なし、0円）とする場合、客観的な根拠により説明可能としておくことが必要。

<よくある質問に対する考え方④> ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【その他】

●ガス消費配管の所有者がオーナーであれば許可なく緊急対応できなくなってしまうのではないか。

→ LPガス事業者には、法律で保安業務を行う義務が課されており、ガス消費配管の所有権が他者になったとしても、その義務に変わりはない。

●警報器の扱い

→ ガス警報器については、LPガス器具等LPガスを消費する場合に用いられるものとして設備料金に含めるというのが一義的な整理。

他方、ガス警報器については、消費者に設置義務がある場合があることに加え、ガス給湯器やガスコンロ等、LPガスを消費して利用する設備や機器とは異なり、LPガス利用者やその隣接住民等をガス事故から護るために、保安上必要なものとして、LPガスの安全・安心な供給に寄与するものといえる。このため、専ら保安のために用いられる警報器の費用については、供給設備や設備点検等の固定的な費用と同様に基本料金に含めることも差し支えないと考える。